

TaxFlash

2026年8月 / 第13号

ページ1

国境を越えたデジタル取引に係るVATの徴収手続

国境を越えたデジタル取引に係るVATの徴収手続

財務大臣は、2026年7月20日にPMK-49¹を公布し、国境を越えたデジタル税徴収システムを通じて行われる国境を越えたデジタル取引に係る付加価値税（VAT）の徴収手続を定めました。PMK-49は、国境を越えたデジタル取引に対する税徴収システムを規律するPerpres-68²の施行規則として位置付けられます。本規則は、インドネシアの利用者が関与する海外デジタル取引に係るVAT徴収の実効性を高めることを目的としており、特に既存の仕組みの下でVATが十分に徴収されていなかった取引への対応を意図しています。

本規則の下では、VATは国境を越えたデジタル取引税徴収システム（*Sistem Pemungutan Pajak atas Transaksi Digital Luar Negeri* / 「**SPP-TDLN**」）を通じて徴収されます。

以下では、PMK-49の主なポイントをご紹介します。

A. 対象取引の範囲

PMK-49では、以下の国内利用について、SPP-TDLNを通じてVATが徴収されることが定められています。

- **デジタル物品**—デジタル物品とは、電子情報またはデジタル情報の形態を有する無形の物品をいい、変換または転換によって生じたものと、当初から電子的形態で存在するものの双方を含む。少なくとも、ソフトウェア、マルチメディア、および／または電子データで構成される。
- **デジタルサービス**—デジタルサービスとは、インターネットまたは電子ネットワークを通じて提供されるサービスであって、自動化されている、または人の関与が最小限にとどまり、かつ情報技術なしには提供することが不可能なものをいう。少なくとも、ソフトウェアベースのサービスがこれに含まれる。

上記のデジタル物品およびデジタルサービスのうち、関税地域外から供給されるものが対象となります。

ただし、本制度は、財務大臣により「その他の当事者」として指定された電子商取引事業者によってVATが徴収される国境を越えたデジタル取引には適用されません。

1. 財務大臣規則2026年第49号（PMK-49）2026年7月20日公布・発効

2. 大統領規則2025年第68号（Perpres-68）2025年6月5日公布・発効

B. 関係当事者

SPP-TDLNにおけるVAT徴収には、以下の当事者が関与します。

- **イシューアー**イシューアーとは、国境を越えたデジタル取引に係る買手からの支払を仲介する銀行または非銀行機関であって、対象取引に係る納付すべきVATを徴収、納付および申告する「その他の当事者」として財務大臣により指定された者をいう。
- **SPP-TDLN**—Perpres-68に基づき、現在SPP-TDLN運営者として指定されているのはPT Jalin Pembayaran Nusantaraである。

C. VATの徴収

本制度におけるVAT徴収の流れは、以下のとおりです。

1. イシューアーは、国境を越えたデジタル取引に係る支払の承認時まで、当該取引データをSPP-TDLN運営者へ提出しなければならない。
2. その後、SPP-TDLN運営者は、当該データの受領日から1日以内に、当該取引が本制度の下でVAT課税の対象となるか否かについて確認結果を提供しなければならない。
3. VATの納税義務は、上記の確認時に発生する。
4. イシューアーは、対象取引について、価格または支払額の11/111の算式により算定したVATを徴収する。

VATは、外国デジタル事業者がデジタル物品および／またはデジタルサービスの供給に対して請求する価格または対価に含めなければなりません。ただし、当該取引がVATの課税対象外である場合、またはVAT免税の適用対象となる場合は、この限りではありません。

国境を越えたデジタル取引が外貨で行われる場合、VAT額は、SPP-TDLN運営者による確認日に適用される財務大臣為替レートを用いてインドネシアルピアに換算しなければなりません。

D. 当事者の役割と責任

1. イシューアー

a. データ提出

イシューアーは、以下の取引データをSPP-TDLN運営者に提出しなければなりません。

- i. 国境を越えたデジタル取引データ：取引金額、通貨、事業体名、事業体の国コード、仕向取引区分などを含む。
- ii. 資金移転および送金に係る国内取引データ：取引金額、通貨、仕向取引区分、受取機関、送金手数料などを含む。これらのデータは、国境を越えたデジタル取引のマッピングおよび分析のために使用される。

b. VAT徴収書類の発行

イシューアーは、SPP-TDLN制度の下で徴収したVATについて、VAT徴収書類を発行しなければなりません。当該書類には、少なくとも以下の事項を記載する必要があります。

- i. イシューアーの情報、
- ii. 海外販売者の情報、
- iii. 買手の情報（氏名、住所／電子メールアドレス、および口座番号／電話番号を含む）、
- iv. VAT徴収日、
- v. 参照番号、および
- vi. 課税標準および徴収したVAT額

所定の記載事項を含む請求明細書その他これに類する書類は、VATインボイスと同等の書類として取り扱われ、適用要件を満たすことを条件として、仕入VATとして控除することができます。

すでに徴収済みのVATに変更が生じた場合、イシューアーは、当初の書類を参照の上、VAT徴収書類を訂正、差替え、または取消ししなければなりません。

c. 納付

イシューアーは、SPP-TDLN運営者による確認日から7日以内に、徴収したVATを納付しなければなりません。かかる納付は、徴収したVATを国庫に納める義務の一環を成します。

d. 申告

SPP-TDLN制度の下で行う取引データの提出およびVATの納付は、VAT申告として取り扱われます。PKP（課税対象事業者）として登録されていないイシューアーについては、これによりVAT申告書の提出を行ったものとされます。一方、PKPとして登録されているイシューアーについては、これらはVAT申告書の一部を構成します。

2. SPP-TDLN運営者

a. 納付

SPP-TDLN運営者は、イシューアーが納付したVATを、イシューアーによる納付日から7日以内に、SPP-TDLN運営者の納税者番号を用いた租税納付として国庫に納付しなければなりません。

b. 申告

SPP-TDLN運営者は、SPP-TDLN制度の下で徴収されたVATを、自らのVAT申告書において申告しなければなりません。VAT申告書には、少なくとも課税標準および徴収したVAT額を記載する必要があり、これらは集計ベースで申告することが認められます。

E. VATの還付および訂正

国境を越えたデジタル取引の全部または一部が取り消された場合、またはSPP-TDLN制度を通じてVATを徴収すべきでなかった場合には、誤って徴収されたVATの還付を受けることができます。還付請求は、影響を受ける当事者がイシューアーを通じてSPP-TDLN運営者に提出し、イシューアーおよび／またはSPP-TDLN運営者がこれを処理します。

国境を越えたデジタル取引の全部または一部が取り消された場合、またはSPP-TDLN制度を通じてVATを徴収すべきでなかった場合において、当初のVAT申告書に誤りが含まれているときは、SPP-TDLN運営者は修正VAT申告書を提出しなければなりません。修正VAT申告書には、訂正の理由およびその裏付けとなる詳細を記載する必要があります。

修正の結果、VATの過納付が生じた場合、SPP-TDLN運営者は、納付義務のない税額の還付を国税総局に申請することができます。承認された過納付額は、過払税務査定書による還付ではなく、将来のVAT納付額に充当されます。

Your PwC Indonesia contacts

General Inquiries

Suyanti Halim
Abdullah Azis
Alexander Lukito
Andrias Hendrik
Anton A Manik
Antonius Sanyojaya
Brian Arnold
Gadis Nurhidayah
Hendra Lie
Hisni Jesica
Lukman Budiman
Margie Margaret
Omar Abdulkadir
Otto Sumaryoto
Turino Suyatman
Yuliana Kurniadjaja
Yunita Wahadaniah

Tax/Customs Technology and Governance

Avinash Rao

Legal and Inward Investment

Indra Allen
Adi Pratikto
Danar Sunartoputra
Fifiek Mulyana

Customs

Enna Budiman

Transfer Pricing

Ay Tjhing Phan
Dexter Pagayonan
Hasan Chandra
Peter Hohtoulas
Ryuji Sugawara

TLS Surabaya

Yessy Anggraini

Pillar Two

Nicholas Sugito

www.pwc.com/id

PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2026 PwC Tax Indonesia. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.